

平成16年6月29日

株主各位

京都市東山区福稻上高松町11番地

株式会社 松風

取締役社長 太田 勝也

第132回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第132回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第132期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項
第1号議案 第132期利益処分案承認の件
本件は、原案どおり承認可決され、株主配当金は1株につき10円に決定されました。
第2号議案 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は、下記のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変更前定款	変更後定款
（会社が発行する株式の総数） 第5条 当社が発行する株式の総数は <u>2,200万株</u> とする。	（会社が発行する株式の総数） 第5条 当社が発行する株式の総数は <u>6,400万株</u> とする。
（新設）	（自己株式の取得）
第6条 } （条文省略）	第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第 2号の規定により、取締役会の決議をもつ て自己株式を買い受けることができる。
第18条 }	第7条 } （現行どおり） 第19条 }

変更前定款	変更後定款
<p>(員数) 第19条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u> 3. 増員のため選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 } (条文省略) 第38条 }</p>	<p>(員数) 第20条 当社の取締役は13名以内とする。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第23条 } (現行どおり) 第39条 }</p>

第3号議案 取締役12名選任の件

本件は、取締役に澤田正昭、太田勝也、橋本 孝、脇野喜和、梶 浩行、白波瀬文雄、関 敏明、西野賢貴、坂本壽秀、西田喜直、根來紀行の11氏が再選され、また新たに松村光常氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、監査役に西田憲司氏が再選され、また新たに酒見康史氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 故取締役松風嘉定氏に対し弔慰金及び退職慰労金並びに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、故取締役松風嘉定氏に対し弔慰金及び退職慰労金並びに退任監査役信本 暉、三宅 徹の両氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法などにつきましては、取締役については取締役に、監査役については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以上

おって、本総会終了後に開催された取締役会及び監査役会において、代表取締役及び役付取締役並びに常勤監査役が次のとおり選任されました。

取締役会長 澤田正昭

*取締役社長 太田勝也

*専務取締役 橋本孝

常務取締役 脇野喜和

(7月1日より代表取締役、専務取締役に就任予定)

常務取締役 梶浩行

常務取締役 白波瀬文雄

常勤監査役 河合正勝

*は代表取締役であります。

以上

配当金のお支払いについて

本日開催の第132回定時株主総会において、利益処分案が原案どおり承認可決され、第132期株主配当金は1株につき10円に決定されましたので、同封の第132期株主配当金郵便振替支払通知書により、最寄りの郵便局でお受け取りください。同通知書により、取引銀行の預金口座にご入金いただくこともできます。

なお、銀行預金口座への振込をご指定の方は同封の「第132期株主配当金及び端数株式処分代金計算書」並びに「配当金及び端数株式処分代金のお振込先について」を同封いたしますのでご確認ください。

また、平成16年5月20日付にて実施いたしました株式分割の結果、1株未満の端数株式を生じました株主各位には、その処分代金を第132期利益配当金に合算いたしております。

以上